

現行（紙）の健康保険証の存続を求める意見書

2023年6月2日、マイナンバー法等の一部改正法が成立し、同月9日に公布された。これにより、2024年秋に現行（紙）の健康保険証は廃止され、マイナンバーカードへの一本化（マイナ保険証）が基本となる。しかし、マイナンバーカードをめぐる、この間の相次ぐ問題により、制度やシステムに対する国民不信は広がりを見せている。報道各社の世論調査では、マイナンバーの活用拡大への不安が7割超、健康保険証廃止への反対が5～6割という結果を示している。

そもそも健康保険証とは、強制加入である国民皆保険制度のもとでの受診券であり、同制度の運用に必要不可欠なインフラである。保険料の納付により自動的に手元に届くことで、「無保険扱い」にならず、いつでも医療を受けるためのツールであり、国民生活に深く浸透している。一方、マイナ保険証となるマイナンバーカード、同カード未取得者に新たに発行される「資格確認書」は、いずれも申請に基づく任意取得のツールである。強制加入である皆保険制度に必要な健康保険証を任意のマイナンバーカードや資格確認書に置き換えることは、皆保険の理念・原理・原則に反するものである。また、「無保険扱い」を頻発させるデータ不備など、患者・地域住民の受療権を阻害する危険をはらんでいる。

国民健康保険の管理業務を担う自治体事務の現場からは、「無保険扱い」が生ずる危険性や実務の負担増などを懸念する声が上がっている。2023年6月20日、神奈川県下の国民健康保険・後期高齢者医療制度の主管課長等一同より、厚生労働省保険局長宛てに「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」が提出されている。要望書では、「無保険扱い」が生ずる危険性や国保実務の煩雑化の懸念などを指摘し、新たな「資格確認書」の様式や交付ルールなどを現行の健康保険証に準じたものにするよう求めている。

こうした患者・地域住民、医療機関、自治体現場、介護現場が抱える問題や懸念は、健康保険証を廃止せず継続することで解消されるものばかりである。また、制度やシステムの正確性や安全運用を見ず、国民の理解・賛同も得られない中で、現行（紙）の健康保険証を廃止することは妥当ではないと判断する。

よって、本市議会は、2024年秋に現行（紙）の健康保険証を廃止する政府決定を見直し、健康保険証の存続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

内閣総理大臣
総務大臣 殿
厚生労働大臣
デジタル大臣

座間市議会議長 荻原健司